

牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革

規制改革前の状況

- 我が国の酪農業は、①年率4～5%の生産者が離農、経産牛頭数もこの30年間で約30%減少、②生産量も約20年間にわたり低下傾向、③後継者不足等で将来が不透明など、非常に厳しい状況にある。
- 酪農家は所得面において苦勞が報われておらず、その一因として、生産・流通構造の問題により、消費者ニーズを的確にとらえて付加価値の向上、生産者所得への還元へつなげることが十分にできていない、また、意欲ある全国の生産者が積極的に投資できる環境を整備していくことが重要であるとの指摘がある。
- 国家貿易で輸入されているバターが、必ずしも国民のもとに適時に届けられていないのみならず、その原因や正確な実態について関係者間で把握すらされていないとの指摘がある。

規制改革に関する第4次答申の概要

- 指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農業の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。

このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非、現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。

【平成28年秋までに検討・結論】

- 国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、不明確な場合には売渡をしないこととする。また、その計画が着実に履行されるよう、報告徴収・検査を通じて確認を行う。

【平成28年度中の可能な限り速やかに実施】

- バターの市場調査について、「欠品・取扱なし」の小売店の割合に加えて、購買点数等の制限に係る状況や業務用向けバターの需給状況にも対象を広げる。また、日々の需給動向を把握できるよう調査精度を向上させる。

【平成28年度中の可能な限り速やかに実施】

規制改革により実現すること

- 指定生乳生産者団体制度の是非、現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討、結論が得られ、これらを通じて、酪農業の生産基盤強化、酪農家の所得向上が図られる。
- バター等乳製品の輸入・流通についてモニタリングの強化が図られる。

生産資材価格形成の仕組みの見直し及び 生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組

規制改革前の状況

- 農業生産資材のコストについて、例えば韓国と比べ大きな格差ありとの試算がある（肥料約2倍、農薬約3倍、農機約5倍）。
- 流通・加工に係る業界構造等に問題があり、生産物をより有利な条件で販売しようとするのが難しい。
- 生産者が多様な選択肢の中から農業生産資材を有利に購入するとともに、生産物を様々なルートで販売できるようにするためには、公正かつ自由な競争環境が確保されていることがその前提。

規制改革に関する第4次答申の概要

- 以下の事項等について検討し、具体的方策について結論を得る。
 - ・ 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
 - ・ 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立

【平成28年秋までに検討・結論】

- 公正取引委員会は、以下の措置等を講ずる。
 - ・ 農業者等からの情報提供を受け付ける窓口について、農林水産省とともに積極的な公表・周知活動を行い、それを通じて、独禁法違反被疑行為に係る情報を収集する。
 - ・ 独禁法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施し、必要に応じ、効果的な是正措置を実施・公表するための「農業分野タスクフォース」を通じ、農業分野における独禁法違反の取締りの強化を図る。

【平成28年度以降措置】

規制改革により実現すること

- 生産者がより安く資材を調達し、より高く農産物を販売できるようになる。
- 公正・自由な競争環境のもと、生産者が多様な選択肢の中から農業生産資材を有利に購入でき、生産物を多様なルートで販売できるようになる。